

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	公営住宅関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

鳴門市は、公営住宅関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

鳴門市長

公表日

令和8年10月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	公営住宅関係事務
②事務の概要	公営住宅法(昭和26年法律第193号)に基づく事務のうち以下の事務について特定個人情報ファイルを取り扱う。 1. 公営住宅法第16条第1項若しくは第28条第2項の収入の申告の受理、その申告に係る事実についての審査又はその申告に対する応答に関する事務 2. 公営住宅法第16条第5項(同法第28条第3項及び第29条第9項において準用する場合を含む。)の家賃若しくは金銭若しくは同法第18条第2項の敷金の減免の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 3. 公営住宅法第18条第1項の敷金の徴収に関する事務 4. 公営住宅法第19条(同法第28条第3項及び第29条第9項において準用する場合を含む。)の家賃、敷金若しくは金銭の徴収猶予の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 5. 公営住宅法第25条第1項の入居の申込みの受理、その申込みに係る事実についての審査又はその申込みに対する応答に関する事務 6. 公営住宅法第27条第5項若しくは第6項の事業主体の承認の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 7. 公営住宅法第29条第1項又は第32条第1項の明渡しの請求に関する事務 8. 公営住宅法第29条第6項の家賃の決定又は同条第7項の金銭の徴収に関する事務 9. 公営住宅法第29条第8項の期限の延長の申出の受理、その申出に係る事実についての審査又はその申出に対する応答に関する事務 12. 公営住宅法第34条の収入状況の報告の請求等に関する事務 13. 公営住宅法第48条の条例で定める事項に関する事務
③システムの名称	1. 公営住宅管理システム 2. 宛名管理システム 3. 中間サーバー 4. 統合利用番号連携サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
公営住宅管理ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・第9条第1項別表、特定個人情報利用事務を定める主務省令 19の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(別表主務省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・第18条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表、特定個人情報利用事務を定める主務省令 (別表における情報提供の根拠) なし (別表における情報照会の根拠) 31の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) (別表における情報提供の根拠) なし (別表における情報照会の根拠) 第22条

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	都市建設部まちづくり課
②所属長の役職名	まちづくり課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	鳴門市総務部総務財政課 〒772-8501 徳島県鳴門市撫養町南浜字東浜170 088-684-1203
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	鳴門市都市建設部まちづくり課 〒772-8501 徳島県鳴門市撫養町南浜字東浜170 088-684-1162
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年8月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年8月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
<div> <div></div> <div>基礎項目評価書</div> <div></div> </div>		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	<div> <div></div> <div>十分である</div> <div></div> </div>	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	<div> <div></div> <div>十分である</div> <div></div> </div>	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	<div> <div></div> <div>十分である</div> <div></div> </div>	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [☐]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	<div> <div></div> <div></div> <div></div> </div>	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [☐]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	<div> <div></div> <div></div> <div></div> </div>	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [☐]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	<div> <div></div> <div>十分である</div> <div></div> </div>	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	<div> <div></div> <div></div> <div></div> </div>	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
	判断の根拠	人手が介在する局面ごとに、人為的ミスが発生するリスクに対し、例えば次のような対策を講じている。 ・ 人為的ミスを防止する対策を盛り込んだ事務処理手順をマニュアル化し、事務取扱担当者間で共有する。 ・ 特定個人情報を受け渡す際(USB メモリを使用する場合を含む。)は、事前に、暗号化、パスワードによる保護、確実なマスキング処理等を行うとともに、これらの対策を確実に実施したことの確認を複数人で行う。 ・ 特定個人情報を含む書類や USB メモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 9) 従業員に対する教育・啓発 ☐ <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
	当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐ <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	事務取扱者(会計年度任用職員含む)に対して教育研修を行っている。 ・事務取扱者への情報連携に向けた研修(おおむね1年ごと)	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・第9条第1項別表第1 11の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令) (平成26年内閣府・総務省令第5号)	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・第9条第1項別表第一 19の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令) (平成26年内閣府・総務省令第5号) ・第18条	事後	適用条項の整理
平成29年4月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2 (別表第2における情報提供の根拠):なし (別表第2における情報照会の根拠):第1欄(情報照会者)が「公営住宅法第2条第16号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長」の項のうち、第2欄(事務)に「公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(31の項)	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第2における情報提供の根拠)なし (別表第2における情報照会の根拠)31の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) (別表第二省令における情報提供の根拠)なし (別表第二省令における情報照会の根拠)第22条	事後	適用条項の整理
平成29年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	まちづくり課	経済建設部まちづくり課	事後	記載方法の変更
平成29年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属	まちづくり課長 津田 英樹	まちづくり課長 尾崎 康弘	事後	所属長の変更
平成29年4月1日	7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	鳴門市総務課 〒772-8501 徳島県鳴門市撫養町南浜字東浜170 088-684-1203	鳴門市企画総務部総務課 〒772-8501 徳島県鳴門市撫養町南浜字東浜170 088-684-1203	事後	記載方法の変更
平成29年4月1日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	鳴門市まちづくり課 〒772-8501 徳島県鳴門市撫養町南浜字東浜170 088-684-1162	鳴門市経済建設部まちづくり課 〒772-8501 徳島県鳴門市撫養町南浜字東浜170 088-684-1162	事後	記載方法の変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	平成27年9月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	時点修正
平成29年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	平成27年9月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	時点修正
令和1年6月30日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属	まちづくり課長 尾崎 康弘	まちづくり課長	事後	記載方法の変更
令和1年6月30日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	平成30年10月1日 時点	令和1年6月1日 時点	事後	時点修正
令和1年6月30日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	平成30年10月1日 時点	令和1年6月1日 時点	事後	時点修正
令和1年6月30日	Ⅳ リスク対策		項目の追加	事後	様式変更によるもの
令和1年12月20日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	令和1年6月1日 時点	令和1年11月1日 時点	事後	時点修正
令和1年12月20日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和1年6月1日 時点	令和1年11月1日 時点	事後	時点修正
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第2における情報提供の根拠) なし (別表第2における情報照会の根拠) 31の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) (別表第二省令における情報提供の根拠) なし (別表第二省令における情報照会の根拠) 第22条	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第2における情報提供の根拠) なし (別表第2における情報照会の根拠) 31の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) (別表第二省令における情報提供の根拠) なし (別表第二省令における情報照会の根拠) 第22条	事後	適用条項の整理
令和3年9月1日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	令和1年11月1日 時点	令和3年7月1日 時点	事後	時点修正
令和3年9月1日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和1年11月1日 時点	令和3年7月1日 時点	事後	時点修正
令和4年8月1日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	令和3年7月1日 時点	令和4年6月1日 時点	事後	時点修正
令和4年8月1日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和3年7月1日 時点	令和4年6月1日 時点	事後	時点修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の概要	2. 公営住宅法第16条第4項(同法第28条第3項及び第29条第8項において準用する場合を含む。)の家賃若しくは金銭若しくは同法第18条第2項の敷金の減免の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 4. 公営住宅法第19条(同法第28条第3項及び第29条第8項において準用する場合を含む。)の家賃、敷金若しくは金銭の徴収猶予の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 8. 公営住宅法第29条第5項の家賃の決定または同条第6項の金銭の徴収に関する事務 9. 公営住宅法第29条第7項の期限の延長の申出の受理、その申出に係る事実についての審査又はその申出に対する応答に関する事務	2. 公営住宅法第16条第5項(同法第28条第3項及び第29条第9項において準用する場合を含む。)の家賃若しくは金銭若しくは同法第18条第2項の敷金の減免の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 4. 公営住宅法第19条(同法第28条第3項及び第29条第9項において準用する場合を含む。)の家賃、敷金若しくは金銭の徴収猶予の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 8. 公営住宅法第29条第6項の家賃の決定または同条第7項の金銭の徴収に関する事務 9. 公営住宅法第29条第8項の期限の延長の申出の受理、その申出に係る事実についての審査又はその申出に対する応答に関する事務	事後	適用条項の整理
令和4年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ① 部署	経済建設部まちづくり課	都市建設部まちづくり課	事後	記載方法の変更
令和4年4月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	鳴門市経済建設部まちづくり課 〒772-8501 徳島県鳴門市撫養町南浜字東浜170 088-684-1162	鳴門市都市建設部まちづくり課 〒772-8501 徳島県鳴門市撫養町南浜字東浜170 088-684-1162	事後	記載方法の変更
令和5年10月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	令和4年6月1日 時点	令和5年8月1日 時点	事後	時点修正
令和5年10月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和4年6月1日 時点	令和5年8月1日 時点	事後	時点修正
令和6年12月20日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業		項目の追加	事後	様式変更によるもの
令和6年12月20日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策		項目の追加	事後	様式変更によるもの
令和6年12月20日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	令和5年8月1日 時点	令和6年11月1日 時点	事後	時点修正
令和6年12月20日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和5年8月1日 時点	令和6年11月1日 時点	事後	時点修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月20日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	<p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)</p> <p>・第9条第1項別表、特定個人番号利用事務を定める主務省令 19の項</p> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号)</p> <p>・第18条</p>	<p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)</p> <p>・第9条第1項別表、特定個人番号利用事務を定める主務省令 19の項</p> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(別表主務省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号)</p> <p>・第18条</p>	事後	適用条項の整理
令和6年12月20日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	<p>・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第2における情報提供の根拠)</p> <p>なし</p> <p>(別表第2における情報照会の根拠)</p> <p>31の項</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)</p> <p>(別表第二省令における情報提供の根拠)</p> <p>なし</p> <p>(別表第二省令における情報照会の根拠)</p> <p>第22条</p>	<p>・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表、特定個人情報利用事務を定める主務省令(別表における情報提供の根拠)</p> <p>なし</p> <p>(別表における情報照会の根拠)</p> <p>31の項</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)</p> <p>(別表における情報提供の根拠)</p> <p>なし</p> <p>(別表における情報照会の根拠)</p> <p>第22条</p>	事後	適用条項の整理
令和7年12月22日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和6年11月1日 時点	令和7年11月1日 時点	事後	時点修正
令和7年12月22日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和6年11月1日 時点	令和7年11月1日 時点	事後	時点修正
令和8年10月1日	I 関連事項 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	鳴門市企画総務部総務課	鳴門市総務部総務財政課	事後	組織改編による部署名変更
令和8年10月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和7年11月1日 時点	令和8年8月1日 時点	事後	時点修正
令和8年10月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和7年11月1日 時点	令和8年8月1日 時点	事後	時点修正